

**TOMO
DACHI**

 **Sumitomo Corporation**

2016 年度 TOMODACHI 住友商事奨学金プログラム 申請に関する FAQ

■応募資格、選考に関して

Q1. 応募を考えている交換留学先では、学部の授業と同時並行で、「語学力強化科目」も履修しなければならないことになっていますが、本プログラムへの応募は可能ですか？

A1. 学部の授業履修が主となるプログラムであれば、同時並行で語学力強化科目を履修する場合でも応募は可能です。

Q2. 選考にて重視されることはどのようなことでしょうか。

A2. 本プログラムが求める応募要件を満たしているかに加え、TOMODACHI イニシアチブならびに本プログラムの趣旨に適した人物か、将来の目標が明確かどうか、リーダーとして活躍できる素地があるかどうかを重視して選考します。これらは主に提出書類の一つである英文エッセイおよび申請書の「9. Summary of Application Essay」に手書きで記入する英文エッセイの日本語要約文から判断します。また、提出書類から判断できない場合は、対面、電話またはスカイプ等による面接を実施することもあります。

■提出書類について

Q3. 募集要項に記載された応募書類に「証明写真」とありますが、申請用紙の写真貼付欄に糊付けした写真とは別にもう 1 枚提出する必要がありますか？

A3. 別にもう 1 枚提出する必要はありません。

Q4. 英文エッセイに既定のフォーマットはありますか。

A4. 自由書式のため規定のフォーマットはありません。但し、冒頭にタイトル、フルネーム(パスポートと同じ綴りの英文表記)および在籍大学を、全てのページにページ番号を挿入してください。

Q5. 特別な理由により(例: インターナショナルスクールや英語圏の高校を卒業している 等)で、交換留学先として内定している大学より TOEFL や IELTS のスコアレポート提出が免除されています。TOMODACHI 住友商事奨学金プログラムへ応募するにあつて、TOEFL または IELTS を受験する必要がありますか。

A5. 他の書類で代用できる場合もあります。TOEFL や IELTS のスコアレポート提出が免除されている理由など詳しい状況を SAF 日本事務局までお知らせください。

■申請用紙の記入について (4. 希望交換留学先の詳細について)

Q6. 「Department (留学先で所属する学部)」/「Major (留学先で所属する学科・専攻)」と「Study Area (留学先で勉強を希望している分野)」の違いは何でしょうか。

A6. ある特定の学部・学科に所属する予定の場合は、「Department」「Major」に正式な学部・学科名を記載してください。特定の学部・学科に所属しない、または所属する学部・学科が未定の場合は空欄のままにしてください。どのような場合でも、「Study Area」には、実際に履修を希望している授業の分野を記載してください。

例) Department of Social Science の Politics Major に在籍する予定で、アメリカ政治や国際政治に関する授業の履修を希望している場合。

「Department」には “Social Science”、「Major」には “Politics”、「Study Area」には “American Politics, International Politics” と記載。

例) 特定の学部・学科に所属せず、複数の学部・学科から、マーケティングや国際関係に関する授業の履修を希望している場合

「Department」「Major」は空欄にして、「Study Area」へ “Marketing, International Relation” と記載。

■申請用紙の記入について (5. 家計状況および留学費用について)

Q7. アルバイトの給与は「Annual Salary」に含めますか？

A7. はい、含めて記載してください。

Q8. 年金は「Annual Salary」に含めますか？

A8. はい、含めて記載してください。

Q9. 住宅や扶養手当など、手当の項目の収入は「Annual Salary」に含めますか？

A9. はい、含めて記載してください。

Q10. “同一生計”の定義がわかりません。

A10. 同居・別居を問わず、申請者本人与生計を共にしている状況を指します。同一生計に当てはまる人が必ずしも同じ家で暮らしているとは限りません。同じ家で暮らしていても、生活費や療養費などを全額負担している場合は同一生計となります。一方で、同居していても光熱費や食費等も含め完全に別生計の場合は同一生計にはなりません。

- ・別居しているが、同一生計になる例：
 - 介護老人施設に入居している父の扶養家族となっている祖母
 - 父が扶養し、生活費や療養費を全面的に負担している別居中の祖母
- ・別居していて、別生計になる例：
 - 既に就職し一人暮らししている姉
 - 両親と同じ敷地で別棟に居住をし、生計も別になっている祖父母
 - 生活費を父の兄弟姉妹共同で負担している1人暮らしの祖母
- ・同居していて、別生計になる例：
 - 社会人として給与所得等の収入があり、申請者本人と同居している姉
 - 社会人として給与所得等の収入があるが、両親の家に同居している姉
- ・同居していて、同一生計になる例：
 - いったん社会人になったが、両親の家に同居し、父が生活費を全面的に負担している無職の姉

Q11. 大学予備校に通っている浪人中の姉妹兄弟がいます。「Preschool or School Attendee Details within the Family」に記載する同一生計の就学者に含まれますか？

A11. はい、含まれます。(※大学予備校に納めている学費も Annual Tuition へ記載してください。)

Q12. いったん社会人になった兄弟姉妹が仕事を辞め、海外留学をしています。「Preschool or School Attendee Details within the Family」に記載する同一生計の就学者に含まれますか？

A12. 同一生計となっている保護者のいずれかが、留学中の兄弟姉妹の学費や生活費などを全額負担している場合は、同一生計に含まれます。

Q13. 現在提示されている留学費用が日本円のみの場合は、「Expected Study Abroad Expense to be covered by yourself or your family」にどのように記載しますか。

A13. ドル建てに換算した金額を該当する欄に記載し、Note (特記事項)の欄にドルに換算した項目や使用した為替レートなどがわかるよう詳細を説明してください。

■申請用紙の記入について (6. 海外経験)

Q14. 海外経験について、2泊3日などの旅行も記載しますか？

A14. はい、旅行も含め全ての渡航履歴を記載してください。

Q15. 米国および米国外の外国に滞在した期間については、どこまで細かく答えるべきでしょうか。

A15. 年数、月数、週数までの記入で構いません。1週間未満の端数は1週間として計算してください。(例: 2年1ヶ月と23日の場合は、2年1ヶ月4週間として記入)

■その他

Q16. 授与式、帰国後報告会に参加するために必要な交通費、宿泊費は支給されますか？

A16. 開催場所(東京都区内)から日帰りが難しいと判断される場合は、交通費・宿泊費を補助します。

Q17. 留学中に実施される研修に参加するために必要な交通費、宿泊費は支給されますか？

A17. 研修地へ移動するためのフライトおよび宿泊先は本プログラム提供者で手配するか、または妥当と判断する金額を補助します。